www.kanagawa-mankan.or.jp

一般社団法人 神奈川県マンション管理士会 会報

事務局 TEL/FAX 045-662-5471　e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp

2023 年 1 月号 第 121 号

巻　頭　言

ご　挨　拶

一般社団法人神奈川県マンション管理士会

会長　櫻井　良雄

あけましておめでとうございます。

健やかに新しい年を迎えることができましたことを、みなさまと慶びたいと思います。

１．２０２２年の振り返り

昨年を振り返りますと、４月に改正マンション管理適正化法が本格施行され、管理計画認定制度が開始されました。４月には神奈川県、厚木市、この１１月には横浜市で開始され、すでに横浜市の２つの管理組合が認定取得されています。本制度開始にあたっては、交流会・相談会等を通じたＰＲ活動、さらに相談ダイヤル、予備認定、事前確認等の事業遂行にあたっては、会員のみなさま方から絶大なご支援ご協力いただいたことに深く感謝申しあげます。

２．２０２３年はどんな年

さて迎えた２０２３年、干支は「癸（みずのと）卯（う）」になります。「癸」は十干（じっかん）の最後の１０番目、「物事の終わりと新たな循環の始まりに備えた状態」を表すといいます。一方、「卯」は十二支の４番目である「ウサギ」を意味します。高く跳ぶ姿から「飛躍」「向上」が連想されま

す。このことから、２０２３年は、「厳しい冬の終わりと春の兆しの訪れ」を暗示している年と読み解くことができそうです。

２０２３年、私どもマンション管理士会にとって正に「飛躍」「向上」の１年になると確信しています。マンション管理適正化推進計画制度、管理計画認定制度、助言・指導・勧告に関する改正マンション管理適正化法が多くの自治体で施行となり、マンション管理・再生は新時代に突入します。

この改正法の本格的施行は、マンション管理に関わる全てのプレーヤーに新たな変化を求めています。適正化法の推進主体は地方公共団体ですが、それを支えるのは専門家であるマンション管理士であり、その役割の重要性に鑑み、管理士会のプレゼンスが確実に高まることになります。この機会を捉え、諸先輩が築いてこられた行政との良好な関係を一層発展させ、よって管理組合の発展を支える管理士会の飛躍向上に向けた１年としていくことが肝要であります。

３．新たな未来に向けて

昨年年頭には、地方公共団体、管理組合等にとって頼りがいのある、喜ばれる管理士会であり、会員のみなさまにとって楽しくなる、ワクワクする管理士会に脱皮・成長の礎を築く１年としたいとお伝えしました。この道はまだまだ緒についたところですが、スピード感を持って臨まないと周回遅れとなりかねません。今年はよりスピード感を持って管理士会の組織力強化、さらに会員にみなさま方へのサポート体制の充実等に資する活動に重点をおいて取り組む所存でありますので、みなさま方のご理解とご支援をお願いいたします。結果として、みなさま方お一人お一人にとって、本年がマンション管理士として、新たな「飛躍」「向上」の１年となるよう念じております。

４．むすび

私たちを取り巻くマンション管理に関わる環境は大きく変わろうとしています。古来、世の中の変化と進歩についていけないものは、すべて滅びる運命にあるとされます。どうか、みなさま方には、易きに流されることなく、管理士会・成長に資する活動推進に澄んだ知恵と不屈の闘志をもって一人称で参画いただき、後に続く人達に感謝される管理士会の未来づくりに取り組んでいこうではありませんか。

とは言え、健全な身体にこそ健全な知恵が生まれることも事実であります。みなさまが末永くご健康であらんことを祈り、あわせて今後のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

トピックス

２０２２年　秋研修会の開催　　研修企画委員会

１１月２３日に秋の研修会を下記の通り開催いたしました。

・開催日時　１１月２３日（水／祝）１５時～１７時

・開催方式　会場とオンラインによるハイブリッド方式

会　　場　かながわ県民センター３０１会議室

オンライン　Zoom を使用したオンライン会議システムを利用

講 演 内 容　「判例紹介」法務研究会　講師　土屋弁護士（当会会員）

「管理計画認定制度」　講師　牧渉外委員長

参 加 者 等

項　　目	支　部					計
	横浜	川崎	県央	湘南	横須賀	
会員数(11/10 現在)	105	38	35	19	24	221　名
申込者数（Zoom）	29	11	10	8	8	66　名
申込者数（会場）	13	2	4	2	1	22　名
申込者数（合計）	42	13	14	10	9	88　名

参加者（Zoom）	26	13	10	5	4	58　名
参加者（会場）	11	1	3	1	1	17　名
参加者（合計）	37	14	13	6	5	75　名
アンケート提出者	13	4	5	4	0	26　名

※会場参加者には講師・スタッフ等を含みます。

当日は岡村副会長が開催の挨拶を行った後、研修会参加方法を案内する時にテキストデータとして配布した資料を使い各講師に講演をしていただきました。

毎年、恒例となった土屋弁護士からは１年間のマンション関連の裁判例等の資料をまとめていただき、特に重要な裁判例等については判例紹介などの資料をもとに詳細説明を頂きました。

牧渉外委員会委員長には、管理計画認定制度に関わる最近の動向など、会員が管理組合に指導・助言するうえで必要な情報提供を頂きました。

なお、当日会場参加予定のスタッフの多くが、会場参加できず関係各位に大変ご迷惑をお掛けしましたが、大きな混乱もなく無事終了することができました。ご協力頂いた皆様には大変感謝しております。

組織改革ニュース　　ワクワクＰＴ

第１４回定時総会で承認いただいた第１４期事業計画「組織改革の策定及び実行」について、進捗状況等について報告いたします。

１．サイボウズ：会員 300 人の情報発信・共有化基盤

グループウェア（ＧＷ）導入サポートチームの尽力により、会員専用ホームページ、メーリングリストによる情報共有化から脱却し、会員 300 人の情報発信・共有化基盤とすべく、全会員のサイボウズへの登録を完了しています。現時点でサイボウズにログインいただいた会員は、活動主体ごとにバラツキがありますが、全体では約 75%と考えています。

本年 3 月からは、これまでの会員専用ホームページ、メールベースの業務からグルーウウェア主体の業務に移行を考えており、

①未ログイン会員へのサポート、②各種マニュアル整備、③実施事項の検討、④会員からの提案・要望の検証等を進めていきます。

そこで、みなさま方にお願いしたいこと、「情報とは、必要な人が、必要なものを、必要なときに、すぐに引き出せることが大切です。みなさまが持っているすべての情報を「サイボウズ（＝情報ポスト）」に入れて、そのポストには、誰でもアクセス可能な状態をつくり出すことにチャレンジしてほしいと思います。」これがサイボウズ移行の狙いです。

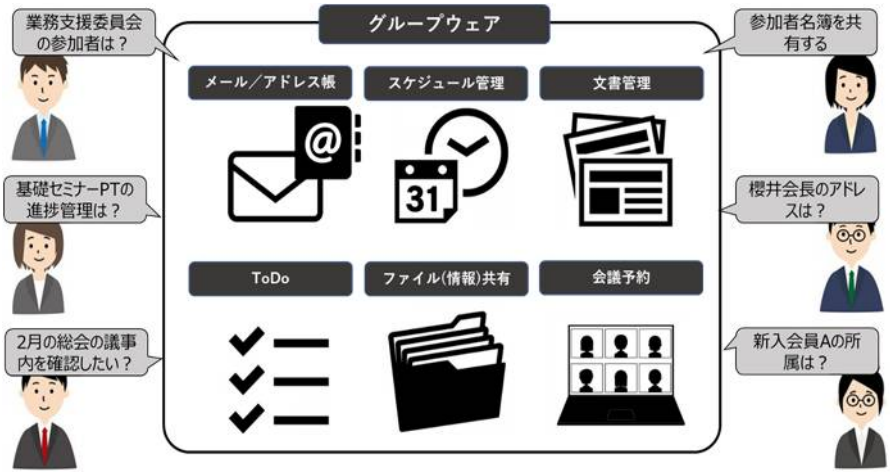

２．組織改革：管理士会内の業務の見える化を進めています

組織改革を進めるため、会員との課題共有化のための報告会・ブレストを経てみなさまから貴重なご意見をいただきました。参加いただいたみなさまにお礼申しあげるとともに、引き続きのご協力をお願いいたします。

組織改革を進めるにあたって、管理士会内の業務の見える化（棚卸）が重要課題であり、理事会メンバーを中心に、部門・活動主体ごとの現在の業務内容の可視化に取り組んでいます。進捗は芳しくないものの、①管理士会の主要業務の把握・過不足、②主要業務、付帯業務の改修（重複、是正等）、③組織改革の方向性の具体化、計画策定を検討していきます。

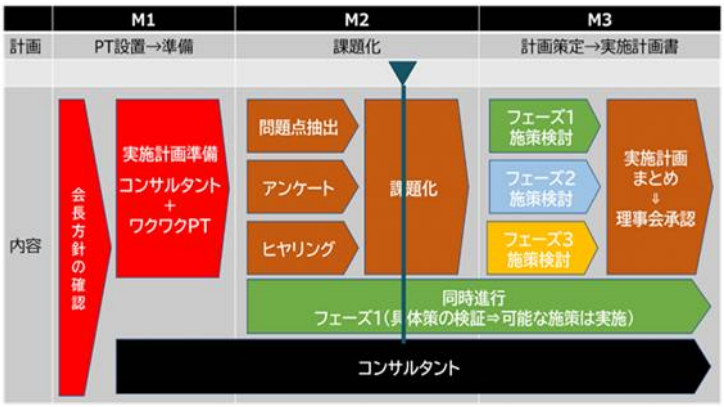

３．むすび

繰り返しになりますが、管理計画認定制度の運用が本格化するこの機会に管理士会が変わらなければ、その存在意義はなくなります。みなさん、他人と過去は変えられませんが、自分と未来は変えられます。一緒にマンション管理士会の未来「ワクワクする管理士会」をつくっていきましょう。

■２０２２年 マンション関連１０大ニュース!

マンション管理新聞 第1223号より抜粋

～１０大 ＮＥＷＳ ～

1. 管理計画認定制度４月１日スタート
2. 区分所有法見直しへ 法制審に諮問
3. 川口・所沢・名古屋 ３市で管理条例施行
4. マンション管理適正評価制度開始
5. 国交省、４年ぶり大規模修繕実態調査
6. ＥＶ普及へ 充電インフラビジネス加速
7. 大規模修繕設計・管理業務委託契約書類作成
8. 住宅機構「高経年」も金融支援
9. 管理適正化、有識者会議で政策検討
10. 都の管理状況届出制度、２年で届出８割超

■２０２２年 日管連５大ニュース!

マンション管理新聞 第 1223 号より抜粋

～５大 ＮＥＷＳ ～

1. 管理計画認定制度開始
2. 「ＮＤＸプロジェクト」スタート
3. 第１５回全国合同研修会を神戸で開催
4. 全国都道府県会会員会、４４県に
5. 適正化診断サービス実績、１万６０００棟超に

当会の活動

理事会報告　　総務・広報委員会

第１４期第７回理事会報告

１１月１４日（月）１８時～２０時５５分　　オンライン（Ｗｅｂ）会議

（１）令和５年、６年度役員及び副会長の各選任期の員数について定款第３１条の規定に基づき理事１０名以上１５名以内、監事１名以上３名以内、副会長４名以内とすることが承認されました。また、監事の定数に関しては監事の意見を聞いて定められました。

（２）１１月１日より横浜市管理計画認定制度の開始に伴い、当会事務局へ管理組合及び区分所有者等からの問合せについては、管理計画認定制度に関する簡易な相談は事務局担当者が行うことが確認されました。

（３）新制度に向けた、ＣＰＤ管理制度に関する規程第４条、第５条を一部改正（令和５年１月１日施行）することが承認されました。なお、規程具申及び補充規定等は新制度開始後に必要に応じて見直しを検討予定です。

（４）会務に参加中の遵守事項について再周知予定の文書修正版について１０月度に引続き、再度確認及び検討が行われ、更に一部修正を加えて配信する予定です。

第１４期第８回理事会報告

１２月１２日（月）１８時～２０時２５分　　オンライン（Ｗｅｂ）会議

（１）サイボウズの令和５年３月１日の移行実施日について、会員への事前のプロセス情報の徹底を図り、サイボウズサポートチームの丁寧なサポートを前提に進めていき、情報共有化のために、総会議案書の送付時に、移行に関する案内を書面で同封することが確認されました。

（２）委員会、研究会、支部、ＳＣ、日管連等の活動報告と進捗状況等の確認が行われました。

委員会報告

■ 総務・広報委員会　＜委員長 岡村淳次＞

１．活動報告

以下の報告、検討の各事項について確認がされました。

１）入退会、入会説明会の状況と当会及び日管連の登録申請等の進捗確認

２）各担当業務状況の確認（入退会登録事務、ＨＰ、会計処理、押印文書管理、その他の事務処理、２０２３年度賠償責任保険加入手続き、年会納入案内等）

３）各会議室予約状況等の確認

４）会報第１２０号発行と掲載内容の確認、第１２１号の発行準備と調整

５）第１５回定時総会準備の確認

６）事務局業務の確認（診断サービス業務、賠償責任保険加入書等）

２．活動予定

必要に応じてＷｅｂ会議等を開催

１）会報第１２１号の発行

２）入退会の受理及び登録申請等と入会説明会の開催状況確認

３）ホームページの管理、運用の整備及び情報提供、共有ツールの検討

４）第１５回定時総会の準備と調整

５）今期予算執行状況の確認

６）その他事務局業務の状況確認

■ 業務支援委員会　＜委員長 竹内恒一郎＞

１．活動報告

（１）「業務紹介制度運営規程」を以下の通りサイボウズにアップしていますので、業務を行う場合は必ずご確認ください。

「規程類・資料集」→「1）規程集」→「業務紹介制度運営規程」

以下のとおり、いつでも受付いたしますので、当会事務局へお申し込みください。

①「業務紹介制度登録申請」（第 2 号様式）

現在 83 名が登録され、その申請内容は業務支援委員会で所定の書式に纏め、各支部長が管理しています。

尚、本申請を行うには、マンション管理士賠償責任保険に加入することが必要となります。

②「マンション管理士プロフィール」（第 3 号様式）申請

現在 69 名が申請され、当会 HP にアップされています。

２．当会事務所で毎週木曜日に行う無料相談会の 12 月までの実績は 26 件でした。

３．紹介制度の運営実績は、今年の累計で診断件数 215 件、JS は 6 件、管理組合は 4 件、です。

４．会員の業務活動のための参考情報の整備

（１）過去の相談事例集をサイボウズにアップしていますのでご利用ください。

「規程類・資料集」→「3）事例」→「無料相談会事例集（2013 年度～2021 年度）」

（２）日管連の支援ツール（大規模修繕工事見積書・同内訳書、大規模修繕工事業務委託契約書、第三者管理、外部専門家監事版）もご利用ください。

「日管連 HP」→「登録マンション管理士専用ページ」→「定款・規程、支援ツール」

（３）当会として管理組合との接触機会増大を目的として、毎週木曜日の 13:30～16:30 に、当会事務所で無料相談会を開催しています。

相談員の募集は終わっていますが、相談員を希望される方は業務支援委員長までご相談ください。

５．横浜市管理組合活動活性化事業
横浜市住宅再生課と「横浜市管理組合活動活性化支援事業」を勧めていますが、今までに 16 件の実績があり、現在 10 件が支援中です。
６．日管連の HP に、研修用ビデオが多数アップされていますので是非ご利用ください。
「日管連 HP」→「登録マンション管理士専用ページ」→「研修ビデオ」
【注意】ログインする場合、各個人に割り当てられたパスワードが必要となります。
失念した場合は、PW の変更は各自で行えます。
ログイン画面で、「パスワードを忘れた方はこちら」から変更をしてください。
【業務支援委員会の委員を募集します】
業務支援委員会は裏方の存在ですが、管理組合の生の情報に接する機会が多くもてます。
是非ご参加ください。

■ 研修企画委員会　＜委員長 日向重友＞

１．秋研修
・日時　　１１月２３日(火/祝)　１５:00～17:00
・開催方式　ハイブリッド方式(会場とオンライン併用)
・会場　　県民センター３０１会議室　および　Zoom
・予定内容　法務研究会「判例紹介」（１年間の判例紹介）
管理計画認定制度
（横浜市・厚木市の状況などの最新の情報提供）
※資料はデータ配信のみで印刷は行っていません。
※当日の資料・映像はサイボーズで閲覧できます。
（トップページ>カスタムアプリ（ルートフォルダ）> 勉強会管理> 2022 年秋季マンション管理士研修会）
２．春研修
３月２１日実施予定で開催方法等はコロナウイルス感染状況等を勘案して検討中。
講演内容は第三者管理方式について実例紹介を検討中。
３.CPD 関係
⑴第１４期関連
第１４期の最終データは１月１０日(火)締切で旧制度参加者のみデータ登録を継続。
会員への集計データ開示は最終データのみとして、結果は理事会にのみ報告。
⑵新 CPD 制度関連
・報告方法は使い慣れている Google Form を利用。
・第１５期のデータは下記フォームを使用。
https://forms.gle/nGpbbVMvqccuLjUT6

■涉外委員会　＜委員長 牧　博史＞

１．活動報告（令和４年11月～12月）
１）入札関係
横浜市、川崎市の継続申請手続き完了。
２）横浜市令和４年度マンション管理実態追加調査
・横浜市のマンション実態調査時に無回答であった西区・中区等6区の計181件の管理組合の実態調査受注。
・11/29　調査員説明会開催　18：00～　ZOOM
３）神奈川県アドバイザー派遣関係
12月末までに、5件の派遣実施。

４）よこはま団地サポーター制度
・11月5日に、横浜市の団地管理組合に対し、サポート事業についての説明会を本庁庁舎にて、オンライン形式で開催。
５） 管理計画認定制度
・横浜市（横浜市建築局住宅再生課）Web説明会開催　12月2日（金）14：00～12：00
230以上の管理組合参加（櫻井・竹内・牧がパネラーとして参加）

２．活動予定（令和５年1月～2月）
１）神奈川県アドザーザー派遣
・引き続き、年間15件をこなせるよう努める。
・報告書作成3月中。
２）小田原市管理計画認定制度関連
1月に打合せ予定。
３）リフォ協会議
相談員登録申請、2月6日までに回答報告。
４）横浜市マンション実態調査
2月までに調査完了予定。
５）横浜市団地再生
1月9日1：30～ZOOM開催予定。

研究会報告

■ 法務研究会　＜座長 石川聖治＞

１．活動報告
（１）令和４年１１月２２日（火）１１月度法務研究会　２２名参加
１）テーマ発表
タイトル： マンション管理組合の各種相続関連問題
概要：マンション内での孤独死、相続放棄等による相続人不存在、組合員認知症などへの管理組合の具体的対応策、法的な対応、その他、各個人の予防対策について講義していただいた。
・問題点として区分所有者が亡くなること自体は管理組合に直接の影響はないが。問題は死亡後の財産処分
・同じ死亡でも、独居の高齢者が孤独死した場合はさらに大変なことになる。仮に法定相続人がすぐに特定できたとしても、死亡後の処理や遺品整理を法定相続人から拒否された場合は管理組合で対応しなければならない。
・この様な各種問題について汐崎恭介会員に講義していただき、多数の会員により活発な質疑意見発表および討論が行われました。
（２）令和４年１２月２７日（火）１２月度法務研究会　２０名参加
１）テーマ発表
タイトル： マンション管理士とインボイス制度
概要：令和５年１０月１日始まるインボイス制度について概説していただいた。
・簡易課税制度を選択する場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出しなくてはいけない。適格請求書発行事業者には義務がある。
・ 課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。
・交付した日(電磁的記録を提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から２月を 経過した日から７年間保存。
・免税事業者が登録を受けた場合は登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要になるなど管理組合、マンション管理士が知っておかなくてはならないところを大浦

智志会員より講義していただき多数の会員により活発な質疑意見発表および討論が行われました。

２．活動予定
（１）　令和５年１月２４日（火）　かながわ県民センター１５０１又は ZOOM 開催
（２）　令和５年２月２８日（火）ZOOM 開催

■技術研究会　＜座長 澤　與志博＞

１．活動報告
（１）１１月度技術研究会
①日時：１１月２１日（月）１８：１５～２０：００
②場所：　ZOOM 開催
③出席者：５６名
④テーマ：高経年マンションの再生について
⑤協力：旭化成不動産レジデンス株式会社
⑥内容
・第１章
・事例紹介１　都心複合用途マンション　宮益坂ビルディング建替え事業
・事例紹介２　神奈川県（横浜市）
初のマンション建替法組合施工による建替え事業
野毛山住宅建替え事業
・第２章　マンション再生に取り組むときの留意点
・パートナーシップの今後の展開
⑦報告事項（座長より）

（２）１２月度技術研究会
①日時：１２月１９日（月）１８：１５～２０：００
②場所：ZOOM 開催
③出席者：５１名
④テーマ：小規模マンション向け　新 管理サービスについて
～マンション管理難民のいない世界へ～
⑤協力：株式会社あなぶきハウジングサービス
⑥内容
・会社概要説明
・自社の特徴、強み
・スムシアの説明
・スムシアの実例
・質疑応答
⑦報告事項（座長より）

２．活動予定
（１）１月度技術研究会（１月１６日（月）１８：１５～２０：００）
テーマ発表［業者発表］：マンション管理支援アプリ「クラセル」について
（協力：イノベリオス株式会社
（２）２月度技術研究会（２月２０日（月）１８：１５～２０：００）
テーマ発表［業者発表］：マンション管理士さんに伝えておきたいマンションのハード技術
（協力：NPO 法人建物ドクターズ横浜）

■管理運営研究会　＜座長 堀井満＞

１．活動報告

（１）令和４年１１月度管理運営研究会（参加者数：２２名）

・１１月１６日（水）１８：００～２０：００　Web（Zoom）開催

発表者：汐崎恭介会員

テーマ：住民活動協力金　及び　役員辞退負担金について

発表内容：役員等のなり手不足に管理組合と共に取り組んだ事案　①当該マンション・管理組合の概要、②住民活動協力金の設定、③役員辞退負担金の設定、④修繕積立金をめぐる管理組合の強い思いを紹介され、⑤まとめおよび質疑等で深掘りが図られた。

【発表者からのメッセージ】

外部組合員が約半数を占め、理事会役員等が不足するためにどのような対策が妥当か

質疑等（主なコメント）

＜本マンション、管理組合の概要＞

・２００４年２月竣工、２０１６年に第１回大規模修繕工事を実施　２７戸、４０～４３㎡／戸

・役員４名（輪番制）：理事長、副理事長、会計担当理事、監事
資格要件：居住組合員　役員の順番が３年毎に回ってくる。（半数程度が外部居住組合員）

＜役員の辞退について＞

・辞退理由の判断に差が生じないか？　→　退職したので、実際のことは不明である

・輪番とおりにできない意思表示　→　管理会社の報告事項などで公表されたと考える

＜第１回大規模修繕工事、修繕積立金関連について＞

・見積額提示で４００万円の赤字　→　修繕計画上は黒字で、通常であれば赤字は考えられないが・・・オリンピック開催等で工事費の高騰が考えられる。

・組合員のクレームは？　→　「なんで１回目の工事で借金しなければならないのか（憤慨）」

・２７戸、４０～４３㎡／戸、現在の修繕積立金１７０００円／月・戸　　平米あたりの単価が高く大変なマンション、現在は４０～５０歳代、今後は更に大変になるのでは？

・長期修繕計画　５年毎の見直しは１回目の大規模修繕工事実施前に行わなかったのか
途中で見直しを実施していれば、資金ショートが起きなかったのではないか・・・

＜役員関連について＞

・役員対象拡大の考え方「現に居住を要件から外す」に対する住民アンケート結果から断念した。賛成は住民の半数ほど（規約改正の３／４以上の賛成に未達）

（２）令和４年１２月度管理運営研究会（参加者数：２４名）

・１２月２１日（水）１８：００～２０：００　Web（Zoom）開催

発表者：宇田川和義会員

テーマ：「損害賠償請求訴訟における原告不適格」

発表内容：①事案の概要等、②前提事実、③争点及び争点に対する当事者の主張、④裁判所の判断等について説明された。そして質疑等で深掘りが図られた。

区分所有法２６条４項の解釈：区分所有者のため　→　区分所有者全員のため

【発表者のメッセージ】　ウェストロー・ジャパン　要旨から抜粋

管理者である原告は、本件マンションの区分所有者全員が本件各請求権を有することを前提とする同項の授権決議を得ていないなどとして、原告は原告適格を欠くとし、訴えを却下した事例

質疑等（主なコメント）

＜裁判の経緯等について＞

・本判決は東京地裁であるが、控訴や上告されなかったのか？（確定？）

・控訴するにはむずかしいのでは？（逆転してもらいたいが・・・）

・西松建設とは分離して争うとの記載があるが・・・裁判がおこなわれたのか？

＜原告適格関連について＞
・原告適格を欠く！！ 理解できないが（担当弁護士の対応について疑問に思う・・・）
・どうしたら原告適格となるか？（勝訴できるのか？）
・転売されても、請求権を有するのは、分譲時の区分所有者である。
　承継した区分所有者は、すべて授権されていることが必要である
・瑕疵担保責任に基づく損害請求で棄却、また他の請求すべてで原告不適格判断である
＜請求権、争点について＞
・瑕疵担保責任に基づく請求（金銭債権）だから、このような裁判結果になるのか？
・他に原告になり得る（損害費用請求）が、回収できた金銭を共用部分の修補費用へ転用されるか？

２．活動予定
２０２３年１月度～２月度管理運営研究会開催予定
・令和５年１月１８日（水）１８：００～２０：００
Web（Zoom）開催
場所：かながわ県民センター　１５０１会議室（定員４８名）
発表者：村上真康会員
テーマ：未定
・令和５年２月１５日（水）１８：００～２０：００
場所：かながわ県民センター　３０４会議室（定員６０名）
発表者：相田裕二会員
テーマ：未定

支部の活動

支部報告

■横浜支部　＜支部長　澤 與志博＞　↓

目指そう、会員のための横浜支部

１．１１月度役員会
（１）日時：１１月１５日（火）１８：００～２０：００
（２）場所：WEB 会議方式（ZOOM 開催）
（３）内容
①横浜支部総会開催の確認
②各担当の業務執行の進捗の発表／業務執行カードの更新
③5 支部合同研修会の確認
④支部の会務の確認
⑤支部の事業の確認

２．１２月度役員会
（１）日時：１２月２０日（火）１７：００～１７：３０
（２）場所：かながわ県民センター　３０１会議室
（３）内容：総会開催の最終確認

３．横浜支部総会
（１）日時：１２月２０日（火）１８：１５～１９：１５
（２）場所：かながわ県民センター　３０１会議室
（３）内容

①開会宣言
②出席者報告
③支部長挨拶
④議長選出、議事録署名人の選出
⑤議案審議：１～５号議案が全て承認された
・第 1 号議案　「令和 4 年度事業報告」の件
・第 2 号議案　「令和 4 年度収支報告及び監査報告」の件
・第 3 号議案　「令和 5 年度事業計画」の件
・第 4 号議案　「令和 5 年度収支予算」の件
・第 5 号議案　「令和５年度、6 年度役員選出」の件
⑥閉会宣言

4．横浜支部臨時役員会
（1）日時：１２月２０日（火）１９：４０～１９：５０
（2）場所：かながわ県民センター　３０１会議室
（3）内容
①支部長候補選任
②今後の予定の確認

5．フレッシュ交流会
（1）第１１回
①日時：１１月１日（火曜日）１９：００～２０：３０
②内容：・県士会の会務・・・・広報業務活動について（向山理事）
・特別講演・・・マーケティング戦略の基本（山本理事）
・自由討論
（2）第１２回
①日時：１２月６日（火曜日）１９：００～２０：３０
②内容：・今年度参加者全員の発表／参加理事の一言／新入会員の自己紹介／案内役の一言

6．５支部合同研修会
（1）日時：１２月２２日（火）１８：３０～２０：００
（2）場所：ZOOM 開催
（3）内容：マーケティングを学ぶ（講師：山本典昭会員）
①開会宣言
②５支部代表挨拶
③内容
マーケティング力とは／マーケティング戦略／お役立ちアラカルト
④閉会挨拶
⑤閉会後、山本会員のご好意で質疑応答の時間を設けた。

7．１月の活動予定
（1）１月度役員会
①日時：１月１７日（火）１８：００～２０：００
②場所：ZOOM 開催

■川崎支部　＜前支部長　櫻井良雄＞

1．活動報告
（1）支部役員会
1）日時・場所：１１月２３日（水）18:30-19:30、オンライン（Zoom）開催
2）出席者：５名
3）議　事：定時総会議案審議

（２）支部定時総会報告

１）日時・場所：１２月１２日（日）15:30～16:30、かわさき市民活動センター会議室 A・B

２）出席者：　　支部会員３８名中、出席者２７名（会場出席１３、委任状９、議決権行使書５）

３）議　案：　　第１号議案　　令和４年度事業報告に関する件

第２号議案　令和４年度収支報告に関する件

第３号議案　令和５年度事業計画（案）に関する件

第４号議案　令和５年度収支予算（案）に関する件

第５号議案　令和５年度、６年度役員選任（案）に関する件

全ての議案が出席者全員の賛成で可決承認された。

※令和５年度、６年度役員

（支部長）内海康行、石本浩士、島本栄介、刀根洋一、長谷川充明、平野節子、山﨑康幸

（３）マンション管理セミナー（１２月１２日（日）　13:30～15:00）

１）日時・場所：１２月１２日（日）13:30～15:00、かわさき市民活動センター会議室 A・B

２）セミナーテーマ：「管理費等の未収対策としての滞納発生時の管理費等保証制度について」

・講師：　岡野大輔会員、(株)VAMOS 代表取締役　佐藤永進様

マンション管理組合の運営において、管理費や修繕積立金が滞納される事例が年々増加傾向にあります。マンション管理組合にとって管理費等の滞納問題は、組合の運営において大きな脅威であり、マンションが立地する周辺にも影響を与える可能性もあり、社会問題に発展し兼ねないものとなりつつあります。

この問題を解決すべく誕生した保証サービス『管理費等支払保証』について紹介し、管理費等の滞納問題をともに学ぶ機会を提供し、参加者から多くの質問が寄せられた。

【マンション管理セミナー・無料相談会実績】

		2022/2	2022/4	2022/6	2022/8	2022/10	2022/12
セミナー	管理組合	延期	8	11	10	10	9
	参 加 者		8	12	10	10	9
相談会（相談件数）			0	1	1	1	―
会員参加者（定例会を含む）			8	6	8	8	13

２．活動予定

日　時	場　所	内　容
1/18（水）18:30～	市民活動センター会議室 A・B	支部役員会
2/5（日）13:30～	てくのかわさき 第４研修室	マンション管理セミナーと無料相談会、支部定例会

■県央相模支部　＜支部長　岡本恭信＞

Ⅰ．支部定時総会

２２年１２月６日　午後6時　　会場　あつぎ市民交流プラザ

出席者　１３名　委任状提出者１１名　計２４名　　会員３５名

議案１．第１４期事業報告　　議案２．第１４期収支報告・監査報告　議案３．第１５期事業計画　議案４．第１５期収支予算

議案５．１５・１６期支部役員選出　　上記５議案すべて承認される。

役員名簿　　支部長　岡本恭信　副支部長　伊藤晴康・田中利久雄・平塚良夫

監査役　川島邦彦　（敬称略）

２．　厚木市管理計画認定制度申請の問合わせの管理組合は来年前半までに申請準備予定。
　　厚木市マンションアドバイザー派遣４件済み。
３．　神奈川県マンションアドバイザー派遣１件済み。
４．相模原市は管理計画認定制度が２０２３年４月スタートの予定で準備中。第２回管理セミナーは２月に「管理計画認定制度の事前説明」の予定。
５．海老名市は、マンション実態調査の管理組合からの回答書を回収済、今後分析作業。
６．行政の相談会　１１月　　厚木市　３件
　　１２月　相模原市３件、厚木市　２件

Ⅱ．事業
（１）自治体等施策（マンション管理相談会等）に対する相談員等派遣協力
・秦野市（原則毎月第４月曜日開催）　１月２４日　２月２８日
・伊勢原市（原則毎月第４水曜日開催）　１月２６日　２月１６日
・厚木市（原則毎月第３水曜日開催）　１月１９日　２月１６日
・海老名市（原則毎月第４火曜日開催）　１月２５日　２月２２日
・座間市（原則毎月第２金曜日開催）　１月１４日　２月１０日
・相模原市（原則毎月第１月曜日開催）　１月７日　２月６日
（要請受領時アドバイザー派遣）
（２）支部マンション管理相談会開催
・原則第４水曜日又は火曜日、大和シリウスで開催　１月２７日　２月２４日

■湘南支部　＜支部長　大浦智志＞

１．活動報告
（１）１１月の活動報告
１）行政市相談会　相談件数
茅ヶ崎市：０件、小田原市：０件、平塚市：０件、藤沢市：２件
（２）１２月の活動報告
１）支部例会
・１２月１４日　午後６時―７時　Zoom 開催
２）行政市相談会　相談件数
茅ヶ崎市：１件、小田原市：０件、平塚市：１件、藤沢市：２件

２．活動予定
（１）２０２３年１月の予定
１）　行政市相談会　（茅ヶ崎市：1/13, 小田原市：　1/13, 平塚市：　1/23, 藤沢市：1/27　）

（２）２０２３年２月の予定
１）　行政市相談会　（茅ヶ崎市：　2/10, 小田原市：　2/10, 平塚市：　2/27, 藤沢市：　2/24　）
２）支部総会・例会開催　２月１０日　午後６時―８時予定

■横須賀支部　＜支部長　今井茂雄＞

１．２０２２年１１月、１２月の実績
（１）　横須賀支部例会の開催
１）支部例会（11月期）：11月5日(土)15:00～17:00　横須賀市総合福祉会館7階第4会議室（13名参加）
・「マンション管理組合交流会」開催に関する報告：管理組合参加者から開催回数を減らしも継続要請
・勉強会：ﾃｰﾏ「給排水管の専有部分との更新一体工事に係る諸問題について」、講師：鈴木会員

２）支部例会（12月期）：12月3日(土)15:00～17:00　横須賀市総合福祉会館4階第3研修室（16名参加）

・「逗子市マンション管理セミナー」開催日・開催場所の確定を報告：
→日時：2023 年 3 月 19 日(日)13：30～17：00、場所：逗子文化プラザ市民交流センター2階会議室

・勉強会：ﾃｰﾏ　「修繕積立金の保管及び運用方法」、講師：中島会員

（２）　相談会の開催

１）横須賀市：11月・12月に予定したが相談なし

２）鎌倉市：11月3日(木)祝日のため休会
12月1日(木)　今井会員が市役所にて2件の相談を応接

３）逗子市：11月28日(月)、12月26日(月)とも予定したが相談予約なし

（３）　マンション管理組合交流会の開催

・11 月・12 月との休会

（４）　行政への対応

１）「公開マンション管理セミナー＆無料相談会(in逗子・葉山)」関連

・日時：令和5年3月19日(日)13：30～17：00、場所：逗子文化プラザ市民交流センター会議室

・逗子市後援申請（11/15）→承認通知（11/16）、葉山町後援申請（11/21）→承認通知（11/25）

２）「マンション管理計画認定制度」関連

・逗子市、葉山町、鎌倉市の取組情報について収集

２．２０２３年１月、２月の予定

（１）　横須賀支部総会・例会の開催

・総会：1月7日(土) ZOOMミーティングにて開催予定

・例会：1月7日(土) ZOOMミーティング、2月4日(土)　横須賀市総合福祉会館会議室予定

（２）　相談会の開催

１）横須賀市：1月7日(土)・2月4日(土)　開催する予定

２）鎌倉市：1月5日(木)、2月2日(木)鎌倉市役所にて開催する予定

３）逗子市：1月23日(月)・2月27日(月)　逗子市役所にて開催する予定（予約が必要）

（３）　マンション管理組合交流会の開催

・2月11日(土) 鎌倉市玉縄学習センター分室にて開催予定
(コロナ禍を勘案し見送りの場合有)

（４）　行政への対応

・「マンション管理計画認定制度」に関するその後の取組等について情報収集・支援等の対応　他

サポートセンター事業

＜ＳＣ担当　山崎康幸＞

１．交流会

令和 3 年 11・12 月と全区において一旦会場（リアル）開催が実現できたものの、再び新型コロナウイルスの感染拡大により翌 1 月には 1 区で開催が中止され、令和 4 年 2・3 月ではオンライン開催が可能な区（最大 13 区）においてのみ Zoom による交流会が行われる形となりました。4 月以降は 8・9 月に一部の区で中止やオンライン開催になったものの 10 月以降は再び全区での会場開催が行われ、活動を元に戻すことができました。

再開後 11・12 月の参加状況は次のとおりです。

	参加組合数	参加相談員	新規参加組合数
令和４年 11 月	１０７組合	６５名	２組合
前年同月比	１０９％	９０％	３３％
令和４年 12 月	１０６組合	６９名	３組合
前年同月比	１０７％	９９％	３０％

参加組合数は増加してはいますが、新規参加組合がかなり減少しており、今後の参加促進が求められているものといえます。

２．基礎セミナー（ハード編）の開催内容およびリモート交流会の開催結果

基礎セミナー（ハード編）については“You Tube 録画配信”に切換え、2 月 18 日（土）14：00～2 月 28 日（火）23：59 の間で視聴を可能とする方式で実施します。

内容は下記のとおりです。

（１）基礎セミナー（ハード編）開催日程　令和 5 年 2 月 18 日（土）14：00～2 月 28 日（火）23：59

講演内容

第１部基調講演　□ 管理計画認定制度の基準を満たす長期修繕計画の策定・見直しについて

第２部講演　□ 修繕工事の基礎知識　長期修繕計画等を考える時に役立つ知識

講演①　屋上防水　　講演②　外壁塗装　　講演③　給水設備

講演④　電灯設備　　講演⑤　調査・診断、設計　　講演⑥　性能向上工事項目

第３部　□ 横浜市の管理組合支援制度の紹介

（２）マンション管理組合リモート交流会 11・12 月の開催結果

令和 4 年 1 月 16 日（日）より毎月第３日曜日に横浜市内 18 区の管理組合を対象としてオンライン（Zoom）による交流会（リモート交流会）を開催してきましたが、11 月・12 月の開催結果は次のとおりです。

① 11 月　参加組合：18 組合（専門家含め 25 名参加）・相談員：5 名・運営協力：2 名

テーマ：区分所有者からの相談と対応について

参加者との交流会およびマンション関連情報提供

② 12 月　参加組合：16 組合（専門家含め 21 名参加）・相談員：4 名・運営協力：2 名

テーマ：省エネ改修（窓サッシ改修）関係補助金について

参加者との交流会およびマンション関連情報提供

３．第３回座長会議について

令和 4 年 3 月 17 日（金）に県民センターの 305 会議室で開催予定です。

日管連情報

＜日管連理事　櫻井良雄＞

１．日管連２０２２年５大ニュース

No.1　管理計画認定制度開始される
No.2　「ＮＤＸ（日管連デジタルトランスフォーメーション）プロジェクト」を開始
No.3　「令和３年度第１５回全国マンション管理士合同研修会　ｉｎ　神戸大会」を開催
NO.4　全国都道府県会員会が４４会へ
No.5　「マンション管理適正化診断サービス」の実績が 16,000 棟を達成

２．第１５期臨時総会報告

・日時：　11 月 24 日（木）13:00～13:30　　・場所：　日管連春日事務所会議室
・議案：　第１号議案　綱紀委員会規程の一部改正の件
　　第２号議案　綱紀委員選任（案）の件
審議の結果、すべての議案が承認

３．ＮＤＸプロジェクトによる業務改善

・会員会入会・日管連登録申請の Web 化（２月運用開始）

４．管理計画認定補助講習について

・管理計画認定制度の適合確認に係る認定マンション管理士の補助講習について、
2 月 10 日：会員会メールで開催案内
3 月 5 日　：Zoom ミーティング　　e-ラーニング（一般会員も参加可能）：3 月 6 日以降視聴可能

５．管理計画認定制度推進委員会

・予備認定申請（12 月半ば）約 550 件、事前確認は 8 件（内 2 件が適正化診断との併用）
・相談ダイヤル件数 10 月以降増加中、9 月までの約 1.5 倍（30 数件～40 件）、横浜市で開始された影響？

６．適性化診断サービスの状況（11 月末日現在）

・受付件数 11,996 件(前年同月比 +1,473)、完了件数 10,648 件(同 +1,338)、完了棟数 16,090 棟（同 +2,029）　となり、完了棟数が 16,000 棟を超えました。
・適正化診断サービスに関わる会員からの問い合わせは、会員会経由で行うことを徹底

行政・関連団体情報

行政関連情報

■横浜市で「管理計画認定制度」が令和４年１１月１日に開始
■管理計画認定制度の専用電話（日管連事務局への連絡用）

管理計画認定担当の電話(日管連事務局への連絡･問合わせ用)
☎ 03-5801-0125　　Eメール knts@nikkanren.org

スキルアップ情報

「第３の老い」…管理人がいない！

＜管理運営研究会＞

（注）ひとりの研究会員の私見に基づく投稿であり、決して当研究会の見解によるものでないことをご了解ください。

松本 洋氏の現代ビジネスオンライン記事（2022/10/28 06:00）【「管理会社が突然撤退」「マンションの管理人がいなくなる」恐怖とその対策から】が掲載されています。

「２つの老い」・・・「建築物の老朽化」、「居住者の高齢化」は、それぞれ「修繕費が高額になってしまう」「経済力低下で大規模修繕が難しくなる」・・・管理不全が起きてしまう社会問題化

「３つ目の老い」・・・それは「マンション管理会社のスタッフの老い」です。

背景となるのは高齢者を巡る「働き方改革」です。高年齢者雇用安定法が改正、令和３年４月１日から施行により、70 歳まで定年を延長する企業が増えました。

以下に『管理組合を取り巻く求人の変化』として述べることとします。

①「高齢者の働き方改革」が招いた管理人の不足
・最近ではシニアを積極的にパート・アルバイトとして採用
・高齢者の働く場所が多くなった
・体力的にも精神的にも負担が大きいマンションの管理人を回避

②時給を上げなければ集まらない
・「最低賃金」の２割増し、３割増しで募集
・ゴミ出しや日常清掃など短い勤務時間（２～３時間）では更なるアップ

③マンション管理組合の理事会で、管理会社との委託契約更新の話し合い
・「管理員から時給 1,100 円で働いていると聞いている。どうして管理員業務費用がこの金額になるのか！」と担当者に詰め寄る場面
・「管理員業務費」は時給などの直接人件費に加え、募集費用や社会保険料、交通費などの多くの費用が間接費用として掛かる

④２０１９年４月から労働基準法が改正（年次有給休暇取得の義務付け）
・代行の管理員や清掃員の補充費用（通常人件費の 1.5 倍）
・首都圏のマンションでは管理員業務費を時給換算すると 1,800 円～2,000 円位になる

⑤管理会社から「突然の撤退」の申し入れ
・管理員・清掃員等の人件費の高騰で管理会社の経営も採算割れ
・管理委託費の値上げをめぐり管理組合とトラブルになるケースが多発
・管理組合が値上げを拒否した場合、管理会社が容赦なく契約を解除する事例も多い
・国土交通省公表『マンション標準管理委託契約書』
相手方に３ヵ月前に書面で解約の申し入れで、管理委託契約の解約はできる（第 19 条）

⑥管理会社が撤退すると自分たち（管理組合や居住者）でやらなければならなくなる
・ゴミ出し、清掃・・・突然の漏水、停電、断水が起きた際にも、緊急対応
・管理費・修繕積立金の徴収　など

⑦突然、管理会社の撤退を通告され、初めて、事の重大さに気が付くことになる
・一般に管理会社の変更は数社から相見積もりを取得、説明会を開催、アンケート収集して丁寧に合意形成を得る必要があるため、少なくても半年以上の期間が必要
・「３ヵ月前に管理会社から突然解約通知を受ける」と、右往左往してしまうのはあたり前

⑧マンション管理は時間や労力だけではなく、建物設備の専門知識、法律の知識などが必要
・管理会社と信頼関係を構築して、その管理会社に依存し 100%のサービスを受けるのでなく、居住者の一人一人がそのサービスの一翼を担う気持ちで住み続けることが必要

おわりに、相手方に３ヵ月前に書面で解約の申し入れで、管理委託契約の解約はできる（第 19 条）

の規定は管理組合にとって有利と理解していたが、最近の状況変化では、むしろ不利な面も・・・諸刃の剣”の規定ならぬことを・・・

イベント情報

無料相談会

≪1 月～2 月のマンション管理無料相談会のご案内≫

当会が主催する相談会、または行政が主催する相談会に当会から相談員を派遣している相談会をご案内します。マンション管理でお困りのことがありましたら、お気軽に各地の相談会をご利用下さい。なお、相談会は**原則予約制**となっておりますので、前日までに予約の上お出かけ下さい。

管理士会	日時:毎週木曜日　13:30～16:30 於:中区翁町1－5－14 新見翁ビル3階　TEL:045－662－5471(当会事務所)
川崎支部	日時：２月５日（日）１４：３０～１５：３０ 場所：てくのかわさき　第４研修室 予約先：info@kawasaki.kanagawa-mankan.or.jp　又は、TEL: 090-2662-0368
県央相模支部	日時:1月27日(金)2月24日(金)13:00～16:00 於:大和シリウス　TEL:046－256－2683(県央相模支部)
厚木市	日時:1月19日(木)、2月16日(木) 13:00～16:00 於:厚木市役所会議室　TEL:046－225－2330(住宅課)
相模原市	日時:1月9日(月)、2月6日(月)13:30～16:30 於:相模原市役所　TEL:042－769－8253(建築指導課)
海老名市	日時:1月25日(水)、 2月22日(水) 13:00～16:00 ・当日受付可　於:海老名市役所会議室 TEL:046－235-9606(住宅公園課)
座間市	日時:1月13日(金)、 2月10日(金) 13:30～16:30 於:座間市庁舎1F広聴相談室: TEL:046－252－8218(広報広聴人権課)
秦野市	日時:1月24日(火)、2月28日(火)13:00～16:00 ・当日受付可　於:秦野市東海大学前連絡所相談室 TEL:0463－82－5128(市民相談人権課)
伊勢原市	日時:1月26日(木)、2月16日(木) 13:00～ 16:00 於:伊勢原市役所1F相談室 :TEL046－394－4711(建築住宅課)
藤沢市	日時:1月27日(金)、2月24日(金) 13:00～16:00 於:藤沢市役所　TEL :0466－50－3568(市民相談センター)
茅ヶ崎市	日時:1月13日(金)、2月10日(金) 13:00～16:00 於:茅ヶ崎市役所　TEL:0466－82－1111(市民相談課)
鎌倉市	日時:1月5日(木)、2月2日(木)13:00～16:00 於:鎌倉市役所市民相談室　TEL:0467－23－3000(内線2660:地域共生課)
平塚市	日時:1月23日(月)、2月27日(月)13:00～16:00 於:平塚市役所　TEL:0463－21－8764(市民情報・相談課)
横須賀支部	日時:2月10日(金)、 於:横須賀市総合福祉会館会議室　TEL:090－3150－9347(ヨネクボ)
逗子市	日時:1月23日(月)、2月27日(月) 14:00～16:00 於:逗子市役所5階会議室 市民協働課 TEL:046－873－1111(内線269)
小田原市	日時:1月13日(金)、2月10日(金) 13:30～16:30 於:小田原市役所市民相談室　TEL:0465-33-1307(都市政策課)

会員寄稿「千客万来」

端唄の魅力

坂井　誠仁

私が端唄を習い始めたのは2016年 5 月。6 年目の現在は名取として、カルチャースクールでの講師などもしています。きっかけは、古典落語の中のお座敷遊びの噺。芸者を真似て唄や三味線を弾く、いわゆる「旦那芸」をやってみたい！という思いからでした。実際、江戸時代は芸事を町のお師匠さんに習うのが職人や旦那の間では流行っていたそうです。

三味線音楽は、「唄いもの」と「語りもの」に分類されます。唄や語りに三味線の演奏を組み合わせた音楽です。唄の代表は長唄、語りの代表は浄瑠璃など。端唄は長唄から派生しています。長唄は主に芸術性の高い歌舞伎の伴奏曲として、端唄は流行歌やお座敷唄として、江戸で広く唄われ演奏されていた庶民の音楽です。「梅は咲いたか」や「芝で生まれて」などは皆様もご存じかもしれません。

久良岐能舞台での演奏（真ん中が師匠）

現代音楽とは「音」「調子」「間」などが大きく違います。特徴は「はっきりしない」こと。言葉で説明するのは難しいのですが、「微妙」というイメージが正しいかもしれません。 江戸時代は、この「微妙」な音や間が日常生活の中では当たり前でした。だから、いまよりも、時間がゆっくり過ぎ、考え方ものんびりしていた時代だと想像できます。

端唄にはこの特徴が顕著に表れるため、「わかりにくい」と良く言われます。わかりにくさも端唄の持つ魅力です。表現が難しくもあり、奥深さ面白さでもあります。季節や地域性、様々な言葉遊びなど当時の文化が唄に読み込まれています。そして三味線で雪や虫の音、感情などを奏でています。端唄のもう一つの魅力が、この「粋」です。

さて、一口に三味線とは言っても、棹や胴・撥なども異なります。津軽三味線と長唄三味線の違いは見てわかりますが、ジャンルごとに寸や厘という微妙な単位での違いにより、音や響きにも違いが出てきます。三味線ひとつとっても、比較すると面白いですよ。

端唄は、伝統芸能ではなく娯楽のため、家元制度がありませんでした。自由で良い面もありますが、流行が終わると引き継ぐものがおらず廃れてしまった過去があります。昭和に入り、端唄中興の祖である根岸登喜子さんが、端唄を復活させようと精力的に活動され、現在端唄は様々な流派が存在します。同じ唄でも流派や人によって個性が出るのも、端唄の自由さと魅力だと思います。

流派の浴衣おさらい会（師匠、姉弟子妹弟子と）

いま教えている生徒さんが、できないことも楽しんでいる姿や上達してきている姿が、とても嬉しく感じます。これからも若い世代に広く端唄を通して、和文化を繋げていきたいと思います。ご興味をお持ちの方！お待ちしています。 いつ始めても端唄は楽しめます。

何より、私の師匠の唄と三味線には惚れますよ！

気軽に庶民感覚の端唄を伝えていきたい。まずは私自身が 日本の「粋」を日々楽しんでいます！

事務局からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染防止対策について

当会の活動における主な会議（理事会、委員会、研究会、支部定例会）は、当面の間は原則としてオンライン（Web会議）としますが、対面式（リアル）で開催する場合は、十分な感染対策を講じたうえで、会議室定員の半数を上限に開催できるものとします。（当会事務所使用時は上限9名）

■会員の動静（１２月３１日現在）

１）入会

・１０月の入会者は１名です。（敬称略）

入会月	氏　　名	所属支部
１１月	星原　進	横須賀

２）会員数　（１２月３１日現在）

支部名	横浜	川崎	県央相模	湘南	横須賀	計
会員数	１０５名	３８名	３５名	１８名	２５名	２２１名

■第１５回定時総会開催

２０２３年２月２５日（土）１４；３０～　かながわ県民センター３０１号室

・議案書等（案内状、出席票、議決権行使書等）を２月１０日までに発送予定

■入会説明会開催予定日

・１月以降は参加希望者の希望日時に応じて開催

■２０２３年度マンション管理士賠償責任保険について

・２０２３年度のマンション管理士賠償責任保険加入者は１２３名、２月１日の中途加入手続き期限は１月１３日（金）です。

■２０２２年度「マンション管理士法定講習」について

・法定講習（Ｗｅｂ方式、教室受講）を受講した方は、登録講習修了証（写）を事務局へ提出してください。

編集後記

明けた新年の干支は癸卯とある。画期と飛躍を意味するらしい。昨今の激動する国際情勢とこれに向き合う政治の外交・防衛姿勢をみる限りやや視野狭窄的なバイアスを感ずる。国民の生命、財産、幸福追求の権利、憲法の平和主義が脅かされる画期とならないことを祈る。今月は杜甫の『春望』から

国破山河在　城春草木深　感時花濺涙　恨別鳥驚心

一般社団法人神奈川県マンション管理士会 会報

発行者　：一般社団法人神奈川県マンション管理士会
事務所　：〒231-0028 横浜市中区翁町 1-5-14 新見翁ビル 3 階　電話＆ＦＡＸ：045-662-5471
編集者　：総務・広報委員会
設　立　：2002 年 12 月 1 日　会長：櫻井良雄

e-mail: info@kanagawa-mankan.or.jp　http://kanagawa-mankan.or.jp